

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積り合わせに付します。
令和8年9月30日

契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長
井上 隆一郎

記

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件 名 ケーブル売払い
- (2) 売却物品 仕様書のとおり
- (3) 引渡場所 関東管区警察局神奈川県情報通信部
神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番
- (4) 履行期限 令和8年12月28日(月)
- (5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
- (6) 電子調達システム 本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積り合わせに参加する者に必要な資格 特定金属くず買取業の届出をしていること。

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4(神奈川県警察本部14階)
関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
- (2) 交付方法 本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS)) <https://www.p-portal.go.jp/> から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和8年9月30日から令和8年10月19日まで(土日、祝日を除く)
(上記期間の8時30分から17時15分の間)

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 日 時 令和8年10月19日(月) 17時15分

5 見積り合わせ日

令和8年10月20日(火) 10時30分

6 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

7 問合わせ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
Mail kanagawa.CGA@npa.go.jp
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 045-211-1212

見 積 合 わ せ 事 項 書

- 1 契約担当官等
契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 井上 隆一郎
- 2 調達内容
 - (1) 件名
ケーブル売払い
 - (2) 売却物品
仕様書のとおり
 - (3) 履行期限
令和8年12月28日（月）
 - (4) 引渡場所
関東管区警察局神奈川県情報通信部
神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番
- 3 見積りの方法
 - (1) 見積りは、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - (2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。
- 4 契約の相手方の決定方法
契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上であり、かつ、最高価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- 5 参加者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。
 - (6) 特定金属くず買取業の届出をしていること。
- 6 見積書提出場所等
 - (1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時
場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4
関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。
日 時 令和8年9月30日（水）から令和8年10月19日（月）まで（土日、祝日を除く）
（上記期間の8時30分から17時15分の間）
 - (2) 見積書等の提出場所及び期限
場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。
期 限 令和8年10月19日（月）17時15分まで（土日、祝日を除く）
 - (3) 見積合わせ日時
令和8年10月20日（火）10時30分
 - (4) 見積書の提出方法
 - ① 見積書は、見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による

見積りは認めない。

- ② 見積書の様式は問わないが、別紙－１の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

- ③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。
なお、電子メールで提出する場合は社印及び代表者印の省略を必須とする。

- ④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

- ① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

- ② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、２通以上提出された見積書

オ 錯誤により提出されたと認められる見積書

カ 提出期限までに到達しなかった見積書

キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書

(6) 見積合わせ

- ① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

- ③ 最低価格の見積が２人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。

- ④ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7 契約書作成の要否

会計法令等に基づき、契約書を作成する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。

- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 問合せ先

- (1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 045-211-1212

時間 平日8:30～17:15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

- (2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (I P 電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00～17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を除く)

内 訳

件 名	数量
ケーブル売払い	1 式

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

契約担当官

関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○

↑

金額の頭に¥マークを入れる

(消費税及び地方消費税を除く)

内 訳

件 名	数量
ケーブル売払い	1 式

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。

仕様書

- 1 件名
ケーブル売払い
- 2 対象物品（以下「物品」という。）
別紙１のとおり
- 3 内容
２で示す物品を買い取ること。
- 4 条件
 - (1) 受注するに当たっては、特定金属くず買取業の届出をしていること。
 - (2) 受注者は売払契約締結後、別途発行される納入告知書により代金を納入期限内に納付し、納付済が確認できる書面を発注者に提示すること。
発注者は納付を確認後、物品の引渡しを行うものとする。
 - (3) 受注者は物品を受領した際、速やかに別紙２の物品受領書を提出すること。
 - (4) 引渡場所に作業員を派遣し、発注者の担当係官立会いの下、搬出すること。
 - (5) ２で示す物品について、数量と重量は概算値であり、増減があった場合でも受注者は異議を申し立てないものとする。
- 5 物品の引渡場所
〒231-8403
神奈川県横浜市中区海岸通２丁目４番
関東管区警察局神奈川県情報通信部
- 6 履行期限
令和８年12月28日（月）
- 7 一般共通事項
 - (1) 見積書を提出する際は、別紙３（ケーブル写真）を確認すること。
 - (2) 物品引渡し後の責任は受注者が負うものとする。
 - (3) 発注者が契約の相手方を決定したときは、発注者及び受注者間で契約書を取り交わすものとする。
 - (4) 既存の施設及び機器に損害を与えないように注意し、誤って損害を与えた場合は、復旧の責任を負うこと。
 - (5) 本業務の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用しないこと。
 - (6) 受注者は本仕様書に記載されていない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、書面により発注者と協議すること。
 - (7) 本仕様書に明示していない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならない事項については、受注者の負担により実施すること。

売払いケーブル一覧

No.	品名・規 格	数量 (m)	重量 (kg)	備考
1	600V架線ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル CV 38mm-3C	456	574	銅率 約60%
合計		456	574	

物品受領書

令和8年 月 日

関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住所
会社名
代表者
連絡先
担当者
連絡先

件名 ケーブル売払い

下記のとおり受領しました。

記

1. 受領内容

No.	品名・規格	数量
1	600V架線ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル CV 38mm-3C	456m

2. 受領年月日
令和8年 月 日

ケーブル写真

全体写真



↑ 上下二袋で全て



↑ 上の袋中身※下の袋も同様

ケーブルサイズ写真



契 約 書

(案)

関東管区警察局神奈川県情報通信部（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 件名及び数量 | ケーブル売払い 1 式 |
| 2 | 契 約 金 額 | ¥, . -
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥, . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。 |
| 3 | 履 行 期 限 | 仕様書のとおり |
| 4 | 引 渡 場 所 | 仕様書のとおり |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 徴収免除 |

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲が管理する物品を売却し、乙は、物品を買い入れる。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(契約金額の納付)

第3条 乙は、契約金額を歳入徴収官関東管区警察局総務監察部長の発行する納入告知書により、同書に示された期日までに所定の場所へ納付しなければならない。

(引取)

第4条 乙は、契約金額の納付後、領収証書を甲に提示し、引渡場所で物品を引取り、受領書を甲へ提出するものとする。

(検査)

第5条 乙は、業務の終了後速やかに甲に報告し、甲の指定する検査員の検査を受けるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
- (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権

を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第7条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

- (3) 乙が第8条第1項に該当する場合

- (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条に該当する場合

- (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 甲は、第2項又は第3項に該当する場合、違約金として未履行期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第9条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第7条第4項、第9条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第7条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第11条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の7日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(延滞利息)

第12条 乙は、契約納入金の遅延日数1日につき、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣の定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(秘密の保持等)

第13条 甲乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(契約の変更)

第14条 甲及び乙は、本契約締結後、天災地変、法令の制度又は廃止、その他著しい情勢の変化によって、本契約に定める条件では契約の履行が困難となった場合又は契約の内容に大きな差異が発生した場合は、甲乙協議の上、履行期限その他本契約に定める条件を変更することができる。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、横浜地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第18条 乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順とする。

(その他)

第20条 この契約に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区海岸通二丁目四番
契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長
井上 隆一郎

乙

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿住 所
会 社 名
代表者名
事務担当者
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と する 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始7日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認 と した 理 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

契約担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。